

令和 7 年 2 月 2 1 日
水 資 源 機 構

令和 7 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価等の
取扱いに関する留意事項

1. 工事・業務等の見積書作成について

当機構で発注する工事・業務等の予定価格は、令和 7 年 3 月 1 日以降に入札書提出締切日を設定しているものについては、国土交通省公表の「令和 7 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価」、「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」、「機械設備工事積算に関わる令和 7 年 3 月から適用する標準賃金」及び「令和 7 年度電気通信会計技術者等単価」（以下、新労務単価）を使って積算を行いますので、入札書を作成する際はご注意ください。

＜予定価格作成に使用する単価＞

入札書提出締切日	旧労務単価（R6 年度）	新労務単価（R7 年度）
～令和 7 年 2 月 2 8 日まで	○	
令和 7 年 3 月 1 日以降		○

2. 令和 7 年度 2 月 2 8 日までに入札書提出締切日が設定され、令和 7 年 3 月 1 日以降に
契約する工事・業務等について

新労務単価の設定に伴い、新労務単価適用日（令和 7 年 3 月 1 日）時点で未契約工事・業務等については、適性な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議を請求することができることとします。

なお、令和 7 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事・業務等には適用しないものとします。

3. インフレスライドの適用について【工事のみ】

令和 7 年 2 月 2 8 日までに契約済みとなっている工事で残工期が 2 か月以上ある工事については、工事請負契約書第 2 5 条第 6 項が適用できる可能性があります。請求にあたっては適用条件をよくご確認ください。